

議案第156号

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について次のとおり協議する。

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約案

大阪府後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月17日大阪府指令市第3205号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第1（第4条関係） 〔表 別紙2 挿入〕 別表第2（第17条関係） 〔表 略〕 備考 1 高齢者人口割については、前年度の 9月30日現在の <u>住民基本台帳</u> に基づく 満75歳以上の人口による。 2 人口割については、前年度の9月30 日現在の <u>住民基本台帳</u> に基づく人口に よる。	別表第1（第4条関係） 〔表 別紙1 挿入〕 別表第2（第17条関係） 〔表 同左〕 備考 1 高齢者人口割については、前年度の 9月30日現在の <u>住民基本台帳及び外国 人登録原票</u> に基づく満75歳以上の人口 による。 2 人口割については、前年度の9月30 日現在の <u>住民基本台帳及び外国人登録 原票</u> に基づく人口による。
備考 表中及び表中に挿入される別紙の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

[別表第1 別紙1]

項	関係市町村において行う事務
[同左]	
2	<u>被保険者証及び被保険者資格証明書</u> の引渡し
3	<u>被保険者証及び被保険者資格証明書</u> の返還の受付
[同左]	

[別表第1 別紙2]

項	関係市町村において行う事務
[略]	
2	<u>資格確認書等</u> の引渡し
3	<u>資格確認書等</u> の返還の受付
[略]	

令和6年9月12日提出

大阪市長 横山 英 幸

説 明

大阪府後期高齢者医療広域連合を組織する関係市町村において行う事務の範囲を改めるため、規約の一部を変更する必要があるので、地方自治法第291条の11の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

地方自治法（抄）

(組織、事務及び規約の変更)

第291条の3 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第6号若しくは第9号に掲げる事項又は前条第1項若しくは第2項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合（変更された場合を含む。）における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2－8 省 略

(議会の議決を要する協議)

第291条の11 第284条第3項、第291条の3第1項及び第3項、前条第1項並びに第291条の13において準用する第289条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。